

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 7 月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="147 523 902 571">[略]</th><th data-bbox="902 523 1115 571">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="147 571 902 1439"><p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の2第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u> (19) <u>法第46条の4第5項の仮理事の選任</u> (20) <u>法第46条の4第6項の特別代理人の選任</u> (21) <u>法第47条第1項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u></p></td><td data-bbox="902 571 1115 1439">[略]</td></tr></tbody></table>	[略]	[略]	<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の2第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u> (19) <u>法第46条の4第5項の仮理事の選任</u> (20) <u>法第46条の4第6項の特別代理人の選任</u> (21) <u>法第47条第1項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u></p>	[略]	<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1160 523 1915 571">[略]</th><th data-bbox="1915 523 2112 571">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1160 571 1915 1439"><p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の5第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の5第6項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u> (19) <u>法第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の一時役員職務を行うべき者等の選任</u> (20) <u>法第46条の6第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u></p></td><td data-bbox="1915 571 2112 1439">[略]</td></tr></tbody></table>	[略]	[略]	<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の5第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の5第6項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u> (19) <u>法第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の一時役員職務を行うべき者等の選任</u> (20) <u>法第46条の6第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u></p>	[略]
[略]	[略]								
<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の2第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の3第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u> (19) <u>法第46条の4第5項の仮理事の選任</u> (20) <u>法第46条の4第6項の特別代理人の選任</u> (21) <u>法第47条第1項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u></p>	[略]								
[略]	[略]								
<p>2の15 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務 (1)～(16) [略] (17) <u>法第46条の5第1項ただし書の理事の減員の認可</u> (18) <u>法第46条の5第6項ただし書の管理者の一部を理事に加えないことの認可</u> (19) <u>法第46条の5の3第2項（法第46条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の一時役員職務を行うべき者等の選任</u> (20) <u>法第46条の6第1項ただし書の医師又は歯科医師以外の理事長選出の認可（規則で定める場合に限る。）</u></p>	[略]								

(22) 法第50条第1項の定款又は寄附行為の変更の認可

(23) 法第50条第3項の定款又は寄附行為の変更の届出の受理

(24) [略]

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

(28) [略]

[略]

(21) [略]

(22) [略]

(23) 法第54条の9第3項の定款又は寄附行為の変更の認可

(24) 法第54条の9第5項の定款又は寄附行為の変更の届出の受理

(25) [略]

(26) [略]

(27) [略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成28年9月1日から施行する。